

# 一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会おかやま福祉互助制度 運営規程

(岡山県知的障害者福祉互助制度)

## 【目的】

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会(以下岡山県手をつなぐ育成会という)おかやま福祉互助制度(岡山県知的障害者福祉互助制度)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 【加入者(被保険者)資格の取得】

第2条 この制度に加入しようとする者は、所定の加入依頼書(普通傷害保険)を所属する支部を経由して運営委員長に提出し、3月20日までに運営委員長が受理し、かつ保険料の納入を完了した場合に、年度初めから加入者(被保険者)となる。

2 年度途中の加入(被保険者)資格は、毎月20日までに所定の申し込み手続きと保険料の納入を完了した場合に、翌月初めから得ることができる。

3 規約第5条に定める加入者(被保険者)の加入資格は、岡山県手をつなぐ育成会に加入する以下の団体の構成員並びに個人会員とする。

地域親の会、施設親の会、特別支援学校PTA、小規模事業所協議会

## 【加入者(被保険者)資格の喪失】

第3条 加入者(被保険者)は、退会の意志を所定の書面にて所属する支部を経由して運営委員長に提出し、運営委員長が受理した日の翌日から加入者(被保険者)の資格を失う。

2 上記に定めることのほか、次の場合は加入者(被保険者)の資格を失う。

(1) 加入者(被保険者)が死亡したとき(その翌日)

(2) 加入者(被保険者)又は加入者(被保険者)の家族が岡山県手をつなぐ育成会会員の資格を失ったとき(その翌日)

(3) 指定期日までに保険料の納入がなかったとき及び本規程第2条3項の加入者(被保険者)の加入資格に抵触していることが判明したときは、遡及して加入者(被保険者)資格を失う。

## 【保険料】

第4条 加入者(被保険者又は保険契約者)は、1名につき次に掲げる金額を納入しなければならない。

保険料(年額) 18,000円又は12,000円

2 年度の途中で加入した加入者(被保険者)の保険料は、その年度の残りの加入期間に応じて別に定める保険料金表による額とする。(別紙1参照)

3 保険料の納入は、前項の場合を除き原則として口座引き落としによるものとし翌年以降の保険料も同様の扱いとする。保険料の引き落とし(領収)日は、委託会社の規程によるものとする。

4 年度の途中で退会した加入者(被保険者)の保険料は、返金しないものとする。

### 【入院保険金】

第5条 加入者(被保険者)が病気や傷害(ケガ)などで日本国内において入院したとき、第3項に定める保険金を給付する。ただし、1回の入院について最初の1日間は給付を行わないものとする。

2 重症心身障害児施設の職員で付き添いを日常の業務としている者は、原則として家族等の介護費用の給付の対象としない。これを給付の対象とする場合は、事前に給付審査委員会で協議のうえ決定する。

3 入院保険金は、次の各号からなる。(別紙2参照)

(1) 付添介護保険金

(2) 差額ベッド費用保険金

(3) 入院一時保険金

(4) 入院諸費用保険金

4 加入者(被保険者)は、加入者(被保険者)資格取得後90日を経過した日から入院保険金を受けることができる。

5 一会計年度における給付限度日数は、40日とする。

### 【死亡保険金・後遺障害保険金】

第6条 加入者(被保険者)が死亡したときや傷害(ケガ)で後遺障害が残ったとき保険金を給付する。(別紙2参照)

### 【傷害保険金】

第7条 加入者(被保険者)が傷害(ケガ)を被ったとき傷害保険金を給付する。

(別紙2参照)

### 【第三者損害賠償金】

第8条 加入者(被保険者)又はその保護者が他人から損害賠償を請求されたとき賠償金を給付する。(別紙2参照)

[注]第6条、第7条、第8条は、本会が委託したAIU保険会社の約款に従って支払われる。

### 【請求及び給付】

第9条 入院保険金・病気死亡保険金の保険請求は、被保険者(保護者又は身元引受人若しくは施設長が代理可。以下同じ)が所定の請求書に証明書類を添付して本会あてに提出する。

2 死亡保険金・後遺障害保険金・傷害保険金及び第三者損害賠償金の保険請求は、被保険者が所定の請求書に係る書類を添付して保険会社の担当窓口へ提出する。

3 給付の事務処理は毎月1回とし、10日までに必要書類一式が本会事務局へ到着した分をもって当月扱いとする。

4 請求に対する給付の認定は、毎月1回開かれる給付審査委員会にて行う。

### 【給付の制限】

第10条 運営委員長は、給付を受ける者や既に給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その給付の一部又は全部を停止し、返還させることができる。

- (1) 給付の原因が保険金を受け取る者の故意によるとき
- (2) 保険料が納入されていないとき
- (3) 保険の請求又は受領に関して不正の事実があったとき

**【不服審査及び給付制限の認定】**

第11条 加入者(被保険者)は、給付の認定に不服があるときは給付を受けたときから60日以内に書面をもって運営委員長に対し不服の申し立てをすることができる。

2 前項の不服審査、及び前条の給付制限の認定並びに金額の決定は、給付審査委員会の議を経て運営委員会において行う。

**【支部の異動報告】**

第12条 加入者(被保険者)は、所属する支部に異動があったときは、すみやかに支部長を通じて所定の支部異動報告書を運営委員長に提出しなければならない。

**【支部報奨費】**

第13条 支部への報奨費を別紙2の通り支給する。

**【規程の変更】**

第14条 この規程は、運営委員会において運営委員総数の3分の2以上の同意と岡山県手をつなぐ育成会理事会の承認を得なければ変更することができない。

**附 則**

- 1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年3月14日に改定し、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成19年5月14日に改定し、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成20年3月10日に改定し、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成21年3月9日に改定し、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成21年10月14日に改定し、平成21年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成24年3月13日に改定し、平成24年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成26年3月18日に改定し、平成26年4月1日から施行する。